



宮 崎 県 公 報

令 和 6 年 2 月 22 日 (木 曜 日) 第 485 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 44,400 円

目 次

告 示

- 生活保護法に基づく施術者の指定…………… (福祉保健課) 1
- 指定障害福祉サービス事業の廃止…………… (障がい福祉課) 1
- 道路の区域の変更…………… (道路保全課) 1
- 道路の供用の開始 (2件) …………… (“) 2
- 道路の占用を制限する区域の指定…………… (“) 2

公 告

- 軽油引取税に係る免税証の無効公告…………… (税務課) 2
- 大規模小売店舗の変更に関する届出…………… (商工政策課) 2
- 宮崎県伝統的工芸品の指定…………… (国際・経済交流課) 3
- 宮崎県伝統工芸士の認定…………… (“) 3
- 建設業法に基づく建設業者の許可の取消し…………… (管理課) 3
- 都市計画の変更図書の写しの縦覧…………… (都市計画課) 3
- 二級建築士免許の取消し…………… (建築住宅課) 4
- 入札公告…………… 4
- 教育委員会告示
- 宮崎県指定史跡の指定…………… 9

告 示

宮崎県告示第90号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための施術を担当させる者を次のとおり指定した。

令和6年2月22日

宮崎県知事 河野俊嗣

氏名及び施術所の名称	所在地	指定年月日
芹口 盛宏 こころ延岡はりき ゅう治療院	延岡市恒富町4丁目1 47番地	令和5年12月21日

宮崎県告示第91号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業の廃止について次のとおり届出があった。

令和6年2月22日

宮崎県知事 河野俊嗣

事業所番号	指定障害福祉サービス事業所		指定障害福祉サービス事業者		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
4510201470	都城まほろば	都城市久保原町23-12	株式会社AIMfordream	三重県鈴鹿市平野町塚本97	令和6年3月31日	就労継続支援B型
4510201363	モジラ・テラス	都城市早鈴町10街区32号	社会福祉法人スマイリング・パーク	都城市牟田町26街区16号	令和6年3月31日	就労継続支援B型
4510200704	指定生活介護事業所いちょう	都城市小松原町1141番地	社会福祉法人光生会	都城市小松原町1141番地	令和6年4月1日	生活介護

宮崎県告示第92号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和6年2月22日から同年3月7日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和6年2月22日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
	国道	268号	宮崎市高岡町浦之名字長谷438番1地先から同市同町浦之名同字438番1地先	旧	20.6~20.7	9.8
				新	20.6~25.9	9.8

			まで			
--	--	--	----	--	--	--

宮崎県告示第93号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和6年2月22日から同年3月7日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和6年2月22日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
	国道	268号	宮崎市高岡町浦之名字長谷 438番 1 地先から同市同町浦之名同字 438番 1 地先まで	令和6年2月22日

宮崎県告示第94号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和6年2月22日から同年3月7日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和6年2月22日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
207	県道	岩戸延岡線	延岡市大野町 785番 1 地先から同市同町 770 番口地先まで	令和6年2月22日

宮崎県告示第95号

道路法（昭和27年法律第 180号）第37条第 1 項の規定により、次のとおり道路の占用を制限する区域を指定する。

なお、関係図面は、令和6年2月22日から同年3月7日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和6年2月22日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 道路の種類及び路線名並びに占用を制限する区域

道路の種類	路線名	占用を制限する区域
国道	268号	宮崎市高岡町浦之名字長谷 438番 1 地先から同市同町浦之名同字 438番 1 地先まで

2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるもの及び県が認めた仮設電柱を除く。）

3 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

4 占用の制限の開始の期日

令和6年3月8日

公 告

宮崎県税条例施行規則（昭和39年宮崎県規則第 3 号）第76条第 1 項の規定により次の軽油引取税に係る免税証を紛失した旨の届出があったので、当該免税証は無効とする。

令和6年2月22日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 免税証の種類

- 50 l 券12枚
- 100 l 券20枚
- 200 l 券87枚

2 用途

林業等

3 記号及び番号

- 50 l 券 F 1303482～F 1303493
- 100 l 券 G 1304290～G 1304309
- 200 l 券 H 1309145～H 1309231

4 有効期間

令和6年2月1日から令和6年3月31日まで

5 免税証に記載した販売店の名称

有限会社 高本商店

6 紛失年月日

令和6年2月1日

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第 2 項の規定により、大規模小売店舗の変更に係る届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。

令和6年2月22日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- フェニックスガーデンうきのじょう
- 宮崎市柳丸町 150、151の一部、152の一部、163-1、163-2、165、166、167、168-1の一部

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法

人にあつては代表者の氏名

大和ハウスリアルティマネジメント株式会社 代表取締役 伊藤光博

東京都千代田区飯田橋2丁目18番2号

3 変更しようとする事項

大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

(変更前) 敷地西側 511台

(変更後) 敷地西側 472台

(2) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

(変更前) A棟北側 6.0㎡ (廃棄物保管施設G-1)

B棟東側 6.0㎡ (廃棄物保管施設G-2)

B棟東側 6.0㎡ (廃棄物保管施設G-3)

D棟南側 42.0㎡ (廃棄物保管施設G-4)

E棟東側 6.0㎡ (廃棄物保管施設G-5)

F棟北側 10.5㎡ (廃棄物保管施設G-6)

G棟東側 13.5㎡ (廃棄物保管施設G-7)

H棟南側 3.0㎡ (廃棄物保管施設G-8)

H棟南側 3.0㎡ (廃棄物保管施設G-9)

合計 96.0㎡

(変更後) A棟北側 6.0㎡ (廃棄物保管施設G-1)

B棟東側 2.82㎡ (廃棄物保管施設G-2)

C棟東側 4.4㎡ (廃棄物保管施設G-3)

D棟南側 42.0㎡ (廃棄物保管施設G-4)

F棟北側 10.5㎡ (廃棄物保管施設G-5)

G棟南側 6.0㎡ (廃棄物保管施設G-6)

H棟南側 0.14㎡ (廃棄物保管施設G-7)

H棟南側 0.95㎡ (廃棄物保管施設G-8)

H棟南側 1.7㎡ (廃棄物保管施設G-9)

合計 74.51㎡

4 変更の年月日

令和6年10月10日

5 変更する理由

営業計画変更のため

6 届出年月日

令和6年2月9日

7 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間

(1) 場所

宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

(2) 期間

令和6年2月22日から令和6年6月24日まで

8 意見書の提出先及び期間

(1) 提出先

宮崎県商工観光労働部商工政策課

(2) 期間

令和6年2月22日から令和6年6月24日まで

9 意見書の記載事項

意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。

宮崎県伝統的工芸品の指定に関する要綱(昭和58年2月10日定め)の規定に基づき、宮崎県伝統的工芸品を次のとおり指定した。

令和6年2月22日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県伝統的工芸品	製作者を構成員とする組合等の名称(個人にあつては製造所の名称・屋号・商号)	組合等の所在地(個人にあつては事業所の所在地又は住所)	組合等の代表者の氏名(個人にあつては、氏名)	指 定 年 月 日
法華岳うずら車	小山 五雄	東諸県郡国富町大字深年42番地10	小山 五雄	令和6年2月20日

宮崎県伝統工芸士の認定に関する要綱(昭和58年2月10日定め)の規定に基づき宮崎県伝統工芸士を次のとおり認定した。

令和6年2月22日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県伝統工芸士	住 所	宮崎県伝統的工芸品名	認 定 年 月 日
小山 五雄	東諸県郡国富町大字深年4224番地10	法華岳うずら車	令和6年2月20日

建設業法(昭和24年法律第100号)第29条第1項の規定により、建設業者許可を次のとおり取り消した。

令和6年2月22日

宮崎県知事 河野俊嗣

処分を受けた建設業者				処分の内容		処分の原因となつた事実	処分をした年月日
許可番号	商号又は名称	代表者の氏名	主たる営業所の所在地	許可の区分	取り消した業種		
宮崎県知事許可(般-5)第11818号	藤和興業	藤山浩史	宮崎県都城志比田町9602-3	一般	土木工事業、とび・土工工事業、舗装工事業	建設業法第29条第1項第7号該当	令和6年2月14日

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により都市計画の図書の写しの送付を

受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和6年2月22日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 都市計画を定める者の名称
都城市
- 2 都市計画の種類及びその名称
都城広域都市計画公園
5・6・12号 母智丘関の尾公園
6・5・11号 都城運動公園
- 3 縦覧場所
宮崎県県土整備部都市計画課
宮崎県都城土木事務所

建築士法（昭和25年法律第 202号）第 9 条第 1 項の規定により、
建築士の免許を次のとおり取り消した。

令和 6 年 2 月 22 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 免許の取消しをした年月日
令和 6 年 2 月 14 日
- 2 免許の取消しを受けた建築士
 - (1) 氏名
甲斐 司
 - (2) 二級建築士又は木造建築士の別
二級建築士
 - (3) 登録番号
宮崎県知事登録第3132号
- 3 免許の取消しの理由
建築士法第 8 条の 2 の規定により、二級建築士が死亡した旨の
届出があったため。

入札公告

総合評価一般競争入札を次のとおり実施する。

令和 6 年 2 月 22 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 一般競争入札に付する事項
 - (1) 特定役務の件名 令和 6 年度自治体 D X サポート強化業務
 - (2) 特定役務の特質等 令和 6 年度自治体 D X サポート強化業務
委託仕様書（以下「仕様書」という。）による。
 - (3) 履行場所 宮崎県庁舎内及び県が指定する場所
 - (4) 履行期間 この一般競争入札に係る契約締結の日から令和 7
年 3 月 31 日まで
 - (5) 入札方法 (1) の特定役務について総合評価一般競争入札を実
施する。
なお、落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該
金額の 100 分の 10 に相当する金額を加算した金額（1 円未満の
端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札
価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税
事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約
希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載するこ
と。
- 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格
この一般競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要
件を全て満たす者とする。
 - (1) 令和 5 年宮崎県告示第 638 号に規定する資格を有する者で、
業種がサービス（役務の提供）に関する業種であること。
 - (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1

項に該当する者でないこと。

- (3) この一般競争入札に係る落札者決定の日から契約が確定する
日までのいずれの日においても、県からの発注業務に関し、入
札参加資格停止又は指名停止の措置を受けていないこと。
 - (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項に規定す
る更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225
号）第 21 条第 1 項に規定する再生手続開始の申立ての事実があ
る者にあつては、当該手続開始決定後、一般競争入札参加資格
に係る随時の審査による認定を受けている者であること。
 - (5) 役員等（個人である場合はその者、法人である場合はその役
員又は支店若しくは営業所を代表する者をいう。）が暴力団関
係者（宮崎県暴力団排除条例（平成 23 年宮崎県条例第 18 号）第
2 条第 4 号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）であ
ると認められる者又は暴力団関係者が経営に実質的に関与して
いると認められる者でないこと。
- 3 物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格等を得るため
の申請の方法
2(1) に掲げる資格を有しない者で、参加を希望するものは、次
により参加資格等を得るための申請を行うこと。
 - (1) 申請用紙等を配布する場所及び受付場所 宮崎県会計管理局
物品管理調達課物品調達担当 郵便番号 880-8501 宮崎市橋
通東 2 丁目 10 番 1 号 電話番号 0985 (26) 7208
 - (2) 申請書類の受付期間 令和 6 年 2 月 22 日（木）から令和 6 年
3 月 1 日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前 9
時から午後 5 時まで）とする。ただし、受付期間の終了後も随
時受け付けるが、この場合には入札資格審査が入札に間に合わ
ないことがある。
なお、入札に間に合わないおそれがあると認められるときは
、あらかじめ、その旨を当該申請者に通知する。
 - 4 契約条項を示す場所及び期間
 - (1) 場所 宮崎県総合政策部デジタル推進課デジタル戦略推進担
当 郵便番号 880-8501 宮崎市橋通東 2 丁目 10 番 1 号 電話
番号 0985 (26) 7046
 - (2) 期間 令和 6 年 2 月 22 日（木）から令和 6 年 3 月 11 日（月）
まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前 9 時から午後 5 時
まで）
 - 5 令和 6 年度自治体 D X サポート強化業務に係る総合評価一般競
争入札説明書（以下「入札説明書」という。）及び仕様書の配布
場所並びに配布期間
 - (1) 配布場所 宮崎県総合政策部デジタル推進課デジタル戦略推
進担当
 - (2) 配布期間 令和 6 年 2 月 22 日（木）から令和 6 年 3 月 11 日（
月）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前 9 時から午後
5 時まで）
 - 6 一般競争入札事前説明会
一般競争入札事前説明会は実施しない。
 - 7 一般競争入札参加申込書の提出場所、提出期限及び提出方法
一般競争入札への参加を希望する者は、次により入札参加申
込書を提出すること。
 - (1) 提出場所 宮崎県総合政策部デジタル推進課デジタル戦略推
進担当
 - (2) 提出期限 令和 6 年 3 月 1 日（金）午後 5 時（送付にあつて
は、同日午後 5 時必着）
 - (3) 提出方法 持参又は送付（送付にあつては、書留郵便又はそ

れと同等の手段により提出すること。)

8 入札書及び企画提案書等（以下「入札書等」という。）の提出場所、提出期限及び提出方法

- (1) 提出場所 宮崎県総合政策部デジタル推進課デジタル戦略推進担当
- (2) 提出期限 令和6年3月11日（月）午後5時（送付にあっては、同日午後5時必着）
- (3) 提出方法 持参又は送付（送付にあっては、書留郵便又はそれと同等の手段により提出すること。）

9 入札保証金

入札保証金については、宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則第2号）第100条の規定による。

10 入札の無効に関する事項

次のいずれかに該当する者のした入札は、無効とする。

- (1) この公告に示した入札参加資格のない者若しくは当該入札参加資格を満たさなくなった者又は入札者に求められる義務を履行しなかった者
- (2) 入札参加申込書及び入札書等に虚偽の記載をした者
- (3) 2件以上の入札をした者
- (4) 提出期限までに入札参加申込書を提出しなかった者
- (5) 提出期限までに入札書等を提出しなかった者
- (6) 自己のほか、他人の代理人を兼ねて提案した者
- (7) 2人以上の代理人をした者
- (8) 金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明な入札書等を提出した者

11 総合評価の方法に関する事項

令和6年度自治体DXサポート強化業務落札者決定基準は、次のとおりとする。

令和 6 年度自治体DXサポート強化業務
落札者決定基準

1. 落札者の決定方法

評価は、提案内容に基づく「技術評価に係る得点」及び入札価格に基づく「入札価格に対する得点」の合計点数（最大 400.0 点）により実施する。

(1) 下表により、技術点と価格点との合計点が最高得点となった者を落札者とする。

区分	点数	採点基準
技術点	300.0 点	提案内容より最大 300.0 点の配点を行う
価格点	100.0 点	価格点 = $100.0 \times (1 - \text{入札価格}^{*1} \times 1.1 / \text{予定価格})$
合計点	400.0 点	

※1 入札価格…入札参加者の提示する提案価格（消費税を含まない。）。

(2) 最高得点となった者（以下「最高得点者」という。）が 2 者以上の場合は、以下の順により落札者を決定する。

- ① 最高得点者のうち「技術点」が最も高い者が 1 者の場合は、その者を落札者とする。
- ② 最高得点者の「技術点」、「価格点」及び「自治体 DX サポート強化業務に係る提案額」が全て同じ場合は、別途、日を定め、最高得点者のくじ引きにより落札者を決定する。この場合、当該最高得点者は、くじを辞退することはできないものとする。

2. 技術点及び価格点の算出方法等

(1) 技術点の評価方法

- ① 技術点は、300 点を満点とする。
- ② 技術点は、審査基準書の項目ごとに以下の計算を行う。
 - ・別表「採点基準表」により 5 段階評価を行い、「採点」を決定する。
 - ・審査基準書の各項目の配点を 5 で除して、「重み」を決定する。
 - ・「採点」に「重み」を乗じた点数を、当該項目の点数とする。
- ③ ②で算出した各項目の点数の合計値を技術点とする。
- ④ 審査基準書の各項目の評価において、1 項目でも記述がないと判断される者は、落札者とししない。

(2) 価格点の算出方法

- ① 価格点は、100 点を満点とする。
- ② 価格点は、入札価格に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した値を、予算上限額で除し、その値を 1 から減じて得た値に、価格点の満点である 100 点を乗じて、小数点第三位以下を切り捨てたものとする。(1-(1)に示す計算式に基づき算出)

ただし、入札参加者の入札価格が、県の予定価格を上回った場合は、落札者としていない。

別表「採点基準表」

採点	採点の意味合い
5	県が求める仕様に対して、標準より <u>非常に優れた</u> 提案である。
4	県が求める仕様に対して、標準より <u>優れた</u> 提案である。
3	県が求める仕様に対して、 <u>標準的な</u> 提案である。
2	県が求める仕様に対して、標準より <u>やや劣る</u> 提案である。
1	県が求める仕様に対して、標準的より <u>劣る</u> 提案である。

※ 各項目の採点内容の概ねの目安は、以下のとおりである。

- ・ 要求水準を超えるような提案が具体的になされている。
- ・ 業務の実施方法等の記述が具体的で説得性が高い。
- ・ 県が評価要素と想定している具体的な記述が多数ある。
- ・ 県の実情を理解し、県にとって有益な提案をしている。

審査基準書

技術点

審査項目	審査基準	配点
1 委託内容		
(1)自治体情報システムの標準化・共通化に対する取組支援		
システム標準化・共通化に関する課題認識	・システム標準化・共通化に関する自治体の抱える課題をどう捉えているか。(国の動向、自治体の規模の違い、庁内体制、システム導入事業者等)	10
課題整理	・市町村の状況把握が早期に行われ、より具体的な方法となっているか。 ・課題の整理について、具体的な方法が示されているか。 ・効果が期待できる内容となっているか。	40
相談体制の構築及び伴走支援	・市町村からの要望に応じた相談対応を行うための具体的な提案がされているか。 ・効果的な支援を行うための具体的な提案がされているか。 ・実現可能な支援内容となっているか。	40
職員研修の実施	・研修内容や実施方法は具体的に示されており、市町村の支援になる内容となっているか。	20
(2)自治体DX推進全般に対する取組支援		
自治体DX推進全般に対する課題認識	・自治体DXの課題について、正確に認識しているか。 ・自治体DXの課題について、解決のための具体的なアイデアを持っているか。	20
相談体制の構築及び全般的なデジタル化支援	・「自治体DX推進全般に対する課題認識」を踏まえた内容となっているか。 ・市町村の要望に応じた相談対応を行うための具体的な提案がされているか。 ・伴奏支援の内容は具体的に効果が期待できるものか。 ・実現可能な支援内容となっているか。	40
具体的なテーマに基づくデジタル化支援	・「自治体DX推進全般に対する課題認識」を踏まえた内容となっているか。 ・市町村のDX化を推進するための適切な支援内容となっているか。 ・実現可能な支援内容となっているか。	30
IT調達支援	・調達支援としてどのような支援が実施できるか示されているか。	20
(3)その他		
その他	・上記(1)(2)以外で、県内市町村のDX支援事業として取り組んだ方が良いと考える支援策があれば提案すること。 ただし受託者が年度内に実施可能なものとし、その狙いや進め方等を具体的に記載すること。	20
2 体制、スケジュール		
業務の実施体制	・委託業務を遂行するための体制が提案されているか。 ・市町村からの相談に対し、十分対応できる人材が確保されているか。 (※デジタル専門人材に関しては、具体的な人材を挙げた上で、略歴、経歴、専門分野等を簡潔に記載すること。)	30
計画的なスケジュールとなっているか。	・求めている成果を実現するためのスケジュールが示されているか。 ・実施可能なスケジュールとなっているか。	20
業務遂行能力	・国や地方公共団体における同種業務の実施実績があり、確実に本業務を遂行できるか。	10
1から2の合計		300

見積金額による価格点

審査項目	審査基準	配点
本業務にかかる見積金額について	価格点 = $100.0 \times (1 - \text{入札価格} \times 1.1 / \text{予定価格})$ ※小数点第3位以下切り捨て ※1 入札価格…入札参加者の提示する提案価格(消費税を含まない。)	100

12 落札者の決定の方法

有効な入札書等を提出した者であって、宮崎県財務規則第 122 条第 1 項の規定により定める予定価格の範囲内の価格をもって入札したものの中から、地方自治法施行令第 167 条の 10 の 2 の規定による総合評価一般競争入札を行い、落札者を決定する。

審査に当たっては、入札参加資格審査で選定された者を対象として企画提案説明を実施し、令和 6 年度自治体 DX サポート強化業務落札者決定基準により算出した技術点と価格点との合計点が最高得点となった者を落札者（最高得点となった者が 2 者以上の場合は、令和 6 年度自治体 DX サポート強化業務落札者決定基準の定めるところによる。）とする。

13 契約に関する事務を担当する部局等

宮崎県総合政策部デジタル推進課デジタル戦略推進担当

14 一般競争入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

15 その他

(1) 本特定役務の入札参加に要する一切の費用は、入札者の負担とする。

(2) この一般競争入札による調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

(3) 特定調達に係る苦情処理の関係において、宮崎県政府調達苦情検討委員会設置要綱（平成 26 年 6 月 23 日会計管理局会計課定め）に定める宮崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。

(4) その他この一般競争入札に関する詳細は、入札説明書による。

16 Summary

(1) Nature and Quantity of Goods and/or Services Required:

Local government DX Support enhancement work

(2) Time-limit for Submission of Tenders: 5:00 p.m, March 11th, 2024

(3) Contact point for the notice: Digital Administration Division, Prefectural Policy Department, Miyazaki Prefectural Government, 2-10-1 Tachibana-dori Higashi, Miyazaki-shi, Miyazaki Prefecture, 880-8501, Japan Tel: 0985-26-7046

教育委員会告示

宮崎県教育委員会告示第 1 号

宮崎県文化財保護条例（昭和 31 年宮崎県条例第 15 号）第 31 条第 1 項の規定により、次のとおり宮崎県指定史跡に指定する。

令和 6 年 2 月 22 日

宮崎県教育委員会教育長 黒 木 淳一郎

種 別	名 称	所 在 地	所 有 者
県指定史跡	小松石塔群	門川町	小松地区

--	--